

仕様書 1

中央材料室器材等院外滅菌業務委託契約に基づく業務の仕様は以下のとおりとする。

1 委託業務の概要

医療資器材（以下、「滅菌物」という。）の滅菌業務

- ・ 高圧蒸気滅菌
- ・ エチレンオキシドガス滅菌
- ・ 滅菌物の包装、梱包

2 受託施設の条件

受託者の滅菌処理施設は、一般財団法人医療関連サービス振興会による「医療関連サービスマーク（院外滅菌消毒業務）」の認定を受けていること。

3 受託者の業務内容

- (1) 業務に当たっては、医療法その他関係法令を遵守し正確に行うこと。
- (2) 委託者は、一次洗浄後の滅菌物を、配送業者に引き渡し受託者に送付するものとする。その際使用する配送ケースは受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、配送された滅菌物を確認のうえ、受け入れるものとする。滅菌後の配送に当たっては、滅菌済配送ケースを使用し十分な安全確保を図ること。
- (4) 受託者は、滅菌済みの滅菌物を配送業者に依頼し、委託者に納品すること。集配に要する経費は、契約単価に含めるものとする。
- (5) 集配は以下の日程による。
午前9時～午後4時30分（祝祭日及び病院の休業日を除く）。ただし、当日が休日の場合は原則としてその翌日とする。更に休日が連続する場合は、別途協議するものとする。
- (5) 滅菌は滅菌対器材の種類により、高圧蒸気滅菌及びエチレンオキシドガス滅菌の2種類とする。
- (6) 滅菌の際は磨滅・歪曲・切れ味・動き等、各器材の品質に合致した検品を行うこと。
- (7) 器材は丁寧に扱い、破損・紛失することの無いよう注意すること。器材を破損、紛失した場合は速やかに委託者に報告のうえ、受託者の負担にて補充すること。
- (8) 滅菌に必要な消耗品は、受託者の負担とする。

4 受託者の責務

(1) 滅菌試験の報告

受託者は月末に滅菌試験成績書を提出しなければならない。